三 調 発 第 ５７号
平成２６年 7月 7日

会 員 各 位

三重県土地家屋調査士会
会 長 神 戸 照 男

都市部官民境界基本調査による基準点測量成果の活用について

平素は、当会の会務運営にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申しあげます。

さて、先般、事前連絡をさせていただきました標記の基準点について、津地方法務局から別添、平成２６年7月１日付け不登第１４７号のとおり活用についての依頼があり、法務局での成果公開日が本年８月１日となりましたので、ご連絡させていただきます。

今回公開される成果は、平成２２年度、２３年度に実施された都市部官民境界基本調査の成果として設置された基準点が対象となり、各管轄の法務局へ備え付けられ公開されます。

使用に関する詳細等につきましては、津地方法務局と協議の結果、別紙のとおりとさせていただきます。

また、当該基準点については、概ね街区基準点網内に設置されたものでありますが、一部、網外に設置された基準点も確認されております。本年１１月１日以後の分筆等の登記申請について、別紙２の１に該当する場合は、却下の対象となりますので、該当地区の業務を実施される際は、街区基準点成果と併せて当該基準点成果をご確認いただき、使用指針に沿って適正にご使用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、都市部官民境界基本調査は、平成２４年度以降も継続して実施されていますので、今後も順次公開予定となっていることを申し添えさせていただきます。

《参考》

都市部官民境界基本調査とは

地籍調査の進捗が特に遅れている都市部において、地籍調査の前提となる官民の境界情報整備に必要な基礎的な情報を国が整備し、市町村の負担の軽減を図ることを目的とした調査です。

調査実施地区要件・・・ＤＩＤ又は宅地を中心とする地域であり、特に地籍調査の緊急性が高い地域。

成果公開に関する概要

別紙 1

１．成果公開日

各管轄の法務局において、平成２６年８月１日から公開。

２．成果公開地区

【本局】

・平成２２年度　津市高茶屋小森町の一部
・平成２３年度　津市高茶屋小森町の一部
・平成２３年度　津市久居桜ヶ丘町他の一部
・平成２３年度　亀山市みずほ台の一部
・平成２３年度　亀山市みどり町、和田町及び天神一丁目他の各一部
・平成２３年度　亀山市西町他の一部
・平成２３年度　亀山市本町他の一部

【桑名支局】

・平成２３年度　桑名市赤須賀、吉之丸の各一部

【鈴鹿出張所】

・平成２２年度　鈴鹿市鼓ヶ浦の一部
・平成２３年度　鈴鹿市寺家一丁目、二丁目、三丁目、六丁目、寺家町の各一部

【伊賀支局】

・平成２２年度　名張市朝日町及び南町の各一部
・平成２２年度　名張市松崎町、木屋町、榊町、中町、元町、豊後町、上本町、柳原町、本町及び新町、鍛冶町の各一部
・平成２２年度　名張市上八町、東町の一部
・平成２２年度　名張市栄町、丸之内、桜ヶ丘、平尾及び夏見の各一部

【伊勢支局】

・平成２３年度　伊勢市岩渕一丁目、岡本一丁目、本町の各一部

３．公開される基準点について

・都市部官民境界基本調査三角点　２級相当公共基準点（約 500mおきに設置）
・都市部官民境界基本調査多角点　３級相当公共基準点（約 50m おきに設置）

上記基準点に係わる網図、成果表（座標データ）、点の記及び本調査を実施した範囲を示した図面が備え付けられます。

４．成果の閲覧について

成果については閲覧のみとなります。写真撮影は可能ですが、窓口のかたにお声がけいただき撮影してください。

５．三重県土地家屋調査士会ホームページで公開する資料について

網図、点の記及び本調査を実施した範囲を示した図面を８月から公開。

法務局で公開される成果のうち、成果表（座標データ）を除いた成果を公開しますが、閲覧のみのご利用でお願いいたします。（印刷不可の設定にて公開させていただきます。）

別紙２

都市部官民境界基本調査による基準点の使用について

１．登記申請に関する取扱いについて

平成２６年１１月１日以後、同成果地区内の土地について分筆等の申請をした場合において、同成果を利用することができるにもかかわらず、同成果に基づかない地積測量図が作成されている場合には、基本三角点に基づく測量ができない特段の事情がある場合（不動産登記規則第７７条第１項第７号）に該当しないものとして、不動産登記法第２５条第９号により却下の対象となります。（成果公開日前の測量成果による場合は除く。）

２．使用指針について

「津地方法務局における街区基準点の使用指針」を準用。

３．都市部官民境界基本調査細部点（４級相当公共基準点）について

原則として使用できる基準点は、法務局で公開される都市部官民境界基本調査三角点（２級相当公共基準点）と、都市部官民境界基本調査多角点（３級相当公共基準点）になりますが、市町がその測量成果を公開し、かつ使用承認手続きを行っている場合に限り、都市部官民境界基本調査細部点（４級相当公共基準点）を公共基準点として使用することができます。（「津地方法務局における街区基準点の使用指針　９節点及び補助点の取扱いについて」を準用。）

この基準点を使用した場合、調査報告書へその旨の記載が必要となります。

４．平成２４年度以降の都市部官民境界基本調査による基準点の測量成果について

平成２４年度以降の測量成果については、法務局では公開されていませんが、市町がその測量成果を公開し、かつ使用承認手続きを行っている場合に限り、公共基準点として使用することができます。（「津地方法務局における街区基準点の使用指針　９節点及び補助点の取扱いについて」を準用。）

この基準点を使用した場合、調査報告書へその旨の記載が必要となります。

５．公開される基準点の範囲と街区基準点網との関係について

今回公開される基準点については、概ね街区基準点の網内に新しく設置されたものでありますが、一部網外に設置された基準点も確認されています。該当地区の業務を実施される際は、街区基準点の成果と併せて当該基準点成果をご確認いただき、使用指針に沿って適正にご使用願います。

不登第１４７号
平成２６年７月１日

三重県土地家屋調査士会
会長　神　戸　照　男　殿

津地方法務局不動産登記部門
首席登記官　所　　満

都市部官民境界基本調査による基準点測量成果の活用について（依頼）

盛夏の候，ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は，登記行政に格別の御協力をいただき，厚く御礼申し上げます。

さて，今般，法務省民事局民事第二課から，都市部における地籍調査の促進を図るために実施された都市部官民境界基本調査の成果として，国土交通省土地・建設産業局地籍調査課から提供された標記測量成果が当局が管轄する地区分について送付を受けました。

つきましては，下記登記所において，本年８月１日から同成果を備え付け，これを公開（閲覧のみ）しますので，貴会所属会員の皆様に周知されたく御依頼申し上げます。

なお，同成果の活用については，平成１８年１０月２３日付け登第８３４号津地方法務局首席登記官からの「都市再生街区基本調査による街区基準点の活用について（依頼）」文書内容と同様に，本年１１月１日以後，同成果地区内の土地について，分筆等の申請があったが，同成果を利用することができるにもかかわらず，同成果に基づかない地積測量図が作成されている場合には，基本三角点等に基づく測量ができない特段の事情がある場合（不動産登記規則第７７条第１項第７号）に該当しないものとして，不動産登記法第２５条第９号により却下の対象となりますので，この旨につきましても，貴会所属会員の皆様に周知されたく御依頼申し上げます。

記

津地方法務局不動産登記部門
津地方法務局伊勢支局
津地方法務局桑名支局
津地方法務局伊賀支局
津地方法務局鈴鹿出張所